

化学物質等取扱い基準

平成28年5月
同志社大学連携型起業家育成施設 (D-egg)

ガイドライン第10条(6)

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が管理する同志社大学連携型起業家育成施設（D-egg）（以下、「本施設」という。）において、入居者が遵守すべき化学物質等の取扱いについては、以下のとおりとする。

（目的）

第1条 この基準は、本施設における化学物質等の保安、管理及び運営に関して必要な事項を定め、災害等の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「化学物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 危険物：消防法（昭和23年法律第186号）第1の品名欄に掲げるもの
- 2) 毒物：毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第1及び毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第1条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- 3) 特定毒物：毒物及び劇物取締法第3及び毒物及び劇物指定令第3条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- 4) 劇物：毒物及び劇物取締法別表第2及び毒物及び劇物指定令第2条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- 5) 高圧ガス：高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条及び第3条に規定するもの
- 6) 特定化学物質等：労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げるもの
- 7) 有機溶剤：労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げるもの
- 8) 揮発性有機化合物（VOC）：大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第4項に規定するもの
- 9) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1号に規定するもの
- 10) 麻薬：麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定するもの
- 11) 向精神薬：麻薬及び向精神薬取締法第2条第6号に規定するもの

- 12) 1) から11) までの掲げるもののほか化学的な有害性・危険性を有するもの
- 13) 1) から12) までの掲げるものの使用により生じた廃棄物
- 二 「作業環境管理」とは、作業環境中の有害物質によって生ずる健康障害について、防止対策を講ずること、及び当該防止対策の有効性について、定期的に、又は必要に応じて、見直しを行い、必要がある場合は当該対策の改善を行うことをいう。
- 三 「リスクアセスメント」とは、化学物質等の放出又は事故時の爆発・火災・漏えい等に関する情報を入手して、当該化学物質等の有害性・危険性の種類及び程度（以下「有害性等」という。）、当該化学物質等へのばく露の程度等に応じて生ずるおそれがある健康障害の可能性及びその程度を評価し、リスク低減を図ることにより災害を未然に防ぐための一連の手法ことをいう。
- 四 「設備」とは、労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号に定めるものをいう。
- 五 「化学的有害廃棄物」とは、実験・研究活動に伴い廃棄又は排出される環境汚染のおそれがある物質をいう。

(管理体制)

- 第3条 入居者は、関係法令等に定める責任者等のほか、化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 居室内における化学物質等の製造、使用及び保管状況を把握し、災害の予防及び災害時の被害を最小限におさえる措置を講ずる。
 - 二 居室内において、化学物質等取扱い業務に従事する職員等（以下「職員」という。）に対し、関係法規並びにこの基準で定める事項を遵守するよう指導監督を行う。
 - 三 職員に対し、化学物質等の使用方法及び保管方法等の危害防止並びに災害の予防に必要な教育を行う。
 - 四 居室内における化学物質等の保有量は必要最小限とし、必要以上の量を保有しないよう管理する。
 - 五 不要になった化学物質等は、速やかに適切な処理を行うよう指導する。

(化学物質等の取扱い)

- 第4条 化学物質等の取扱いは、関係法令等並びに次の各号に定める事項に基づいて行う。
- 一 使用する化学物質等の性質、特に火災、爆発及び中毒の危険性を十分調査し、健康及び安全を確保するために必要な措置を講じた後でなければこれを取扱ってはならない。
 - 二 危険性の高い薬品、特に爆発性の薬品を取扱うときは、必要に応じて保護眼鏡、保護具又は防護壁等を使用し、安全を確保する。
 - 三 人体に有害な薬品を取扱うときは、必要に応じ、ゴム手袋、防毒マスク又は防毒衣等を着用し安全を確保する。
 - 四 化学物質等の運搬及び使用にあたっては、飛散、漏れ又は紛失等のないように十分注意する。

- 五 化学物質等の在庫量は、必要最小限にとどめる。
- 六 化学物質等の使用にあたっては、所定の受払簿又は管理簿に必要事項を記入すること。
- 七 化学物質等の使用後は、速やかに所定の保管庫等に戻す。
- 八 使用予定のない化学物質等は、速やかに適正な処置を行い廃棄する。
- 九 化学物質等は、業務以外に使用しない。

(毒物及び劇物の取扱い)

第5条 毒物及び劇物の取扱いは、関係法令等並びに次の各号に定める事項に基づいて行う。

- 一 毒物及び劇物の保管庫等には、それぞれ医薬用外毒物及び医薬用外劇物の表示をずる。
- 二 毒物及び劇物の保管庫等は、盗難防止のため施錠すること。
- 三 毒物及び劇物の容器の転倒及び飛散若しくは落下又は地震等による保管庫等の転倒を防止するため必要な措置を講ずる。
- 四 毒物及び劇物の変質若しくは異物の混入等による危険防止を図るとともに、混触による発火等の恐れのある毒物及び劇物は分別保管とする等、適正に保管管理する。
- 五 容器は、破損及び腐食していないものを選び、裂け目又はひび割れ等の有るもの及び通常飲食物の容器として使用されているものは使用しない。
- 六 容器のラベル等は、腐食や劣化で識別が困難となることのないよう適時必要な措置を講ずる。

(危険物の取扱い)

第6条 危険物の取扱いは、関係法規並びに次の各号に定める事項に基づいて行う。

- 一 発火性、引火性及び爆発性のある危険物を取扱う場所では、火気、火花、高熱物、静電気、衝撃、摩擦等の発火源、引火源及び起爆源となるものの管理を厳重にし、安全を確保すること。
- 二 揮発性溶剤の蒸気は、一般的に空気より重く床を流れ広がり離れたところの着火源にも引火又は爆発することがあるので注意する。
- 三 蒸気と空気の爆発性混合気が発生するおそれのある薬品を取扱うときは、換気を十分に行い、これらの薬品は防爆型冷蔵庫に保管する。
- 四 容器は、危険物の性質に適応し、破損又は腐食等ないものを使用する。
- 五 危険物を取扱う場所の周囲には空き箱等可燃物を置かないこと。又、適切な消火器を常備すること。

(毒素の取扱い)

第7条 毒素の取扱いは、次の各号に定める事項に基づいて行う。

- 一 毒素の保管庫等は、盗難防止のため施錠すること。
- 二 毒素の転倒及び飛散若しくは落下又は地震等による保管庫等の転倒を防止するため

必要な措置を講ずる。

- 三 容器は、破損及び腐食していないものを選び、裂け目又はひび割れ等のあるもの及び通常飲食物の容器として使用されているものは使用しない。
- 四 容器のラベル等は、腐食や劣化で識別が困難となることがないよう適時必要な措置を講ずる。

(緊急時の措置)

第8条 化学物質等による事故等、緊急事態の発生又はそのおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより必要な措置を講ずる。

- 一 人命救助を最優先とし、災害の発生及び拡大を防止する。
- 二 管理責任者及び中小機構に連絡する。
- 三 休日及び夜間のときは、本施設緊急連絡体制に従い連絡する。

(点検及び化学物質等導入届出書)

第9条 入居者は、化学物質等の取扱管理状況について、定期的に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 入居者は、化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による化学物質等の漏えいが発生した場合には、速やかに点検を実施し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講じ中小機構に報告しなければならない。
- 3 入居者は、第2条第1項1号から5号に規定する化学物質等の持ち込みに際しては、中小機構の指定する様式に基づき、提出を行う。

(安全教育)

第10条 入居責任者は、化学物質等を取り扱う者に環境安全衛生管理を図るため安全教育を行う。又は、IM室を通じ専門家等に指導を受けることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は平成28年5月11日から施行する。

参考

関係法令等

労働安全衛生法

労働安全衛生法施行令

労働安全衛生法施行令 別表第3

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-1/hor1-1-7-1-4.html>

労働安全衛生法施行令 別表第6の2

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-1/hor1-1-7-1-8.html>

労働安全衛生規則

特定化学物質障害予防規則

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

毒物及び劇物取締法

毒物：（毒物及び劇物取締法 第2条第1項関係、別表第1）

劇物：（毒物及び劇物取締法 第2条第2項関係、別表第2）

http://www.toho-seiki.com/info08_m.htm

毒物及び劇物指定令

覚せい剤取締法

麻薬及び向精神薬取締法

消防法

危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

消防法施行令

高圧ガス取締法

水質汚濁防止法

大気汚染防止法

大気汚染防止法施行規則

悪臭防止法

悪臭防止法施行規則

廃棄物処理及び清掃に関する法律

農薬取締法

薬事法

等